

分科会

文責：
分科会担当事務局

① 民主主義ってなんだ！

教育学者の佐藤学さん、翻訳家の池田香代子さん、SEALDsの山田和花さんをメインに、桜井幸子さんの司会で会は進行しました。予想を大きく上回る50人を超える参加がありました。

2015年の闘いは「市民革命」

佐藤学さんは、闘いは（敗北の）歴史の記憶の塗り替えであると、今年の戦争法廃止の闘いを振り返りました。例えば日弁連の「100人会見」は、韓国の民主化運動にも影響を与えていること、また、60年・70年安保のときと決定的に違うのは、政党や労組ではなくSEALDsや学者の会はじめ市民の運動であったこと、さらに、市民団体が統一したことが国会内にも影響を与え、まさに市民革命であったと話されました。

自分の言葉で話すこと

山田和花さんは、個人を大切にすることがSEALDsのモットーなので、常に自分自身の言葉で話しているということでした。例えば今日の夕食を「スパゲッティにするかごはんにするか」と考えたとき「我々の今日の気分はごはんのはずだから…」などと話す人はおらず「私はごはんをとろろと一緒に食べたい」というふうに、ごく普通に話すのと同じであると。（記録者注：ここで“とろろ”には特別の意味はありません）また空気を読んでも何も変わらないという仲間のスピーチを聞き、空気を読むのはやめようと思ったが、大学のゼミでは、安保法について賛否は言わないで「評価」することだけが求められ、先生が「これは難しいことだから賛成とか反対とか言えない」と言われたとも。

昔の若者と今の若者

池田香代子さんは、自分たちの時代は親世代と対立していたけれど、今の若者たちは上の世代を尊敬して一緒にやれるということ、また、野坂昭如さんの「極私的」という造語を紹介され、どんな集団や流れにも飲み込まれないことを、そんな言葉で言わなければならない時代が長く続いていた中で、山田さんの「とろろ」の話に象徴される、今の若者に対する衝撃を話されました。

参加者を交えた討論

続く討論では「保守的な権力がのさばるのは選ぶのが面倒だから」「困難を抱えた人ほど『選択すること』から逃げている状況がある」という議論があったほか「政治に関わらないことは一つもない（丸岡秀子さんの言葉）」「一歩踏み出すのに必要なのは体験や作品との出会い」「働くことが人間の尊厳の根源」「国会外の頑張りが議員にも影響を与えた」「ドイツでは高校生も支持政党を明らかにして議論する」「いろいろな人の意見を聞くことで考える授業が必要」「学校図書館は教科書にないことも学べる場」「親も先生も子どもを言いたいことを言うのが教育には大事」「政治という言葉にひいてしまう親も多い」「シールズの勉強量のすごさと決して上の世代に文句を言わない姿勢を尊敬する」「朝鮮学校の状況をもっと知ってほしい」という意見が出されました。

民主主義って何だ！

最後に、池田さんは「知ること、その前に知ろうとすること」の重要性を、山田さんは「学校は自分の意見を言える場であってほしい」と話しました。佐藤さんは「民主主義は話し合いではなく聞き合いである」「政治には一人ひとりの尊厳がかかっている」「民主主義は難しい一すべてを疑いすべてを信じること」と結ばれました。



② 平和のために手をつなぐ親と教師

平和教育の分科会は、全国交流集会では初の設置で、約30名が参加し、厳しい時代にひるまず熱く語りあわれた。主な内容は、

- ①和光小・藤田康郎教諭の『総合学習・憲法学習の実践』
- ②和光世田谷九条の会の報告『卒業生の親・中尾るかさん＝親も声を上げてきた報告／小学生の親・平井里美さん＝自分たちの足元からの平和の取組み』
- ③研究者・堀尾輝久東大名誉教授のお話

④全国の参加者の発言（北海道、東京、四国の教師、市民・文化人、等々）であった。

①和光小・藤田教諭の総合学習は、1 学期・沖縄の文化、2 学期・明治憲法、3 学期・憲法と私、という流れで行われた。最初の沖縄の学習で工夫されたのは、沖縄戦の犠牲者数 24 万人に対し、24 万の花の塗り絵（1 枚 240 個の花×1000 枚）を作成したこと。これを摩文仁の平和の礎に持参し、丸木政臣氏作の歌を歌った。その際、とかく戦争の犠牲者数は『数字だけが残り、名前が消される』（堀尾氏指摘）傾向があるが、和光の実践では「これ（花）は一人ひとりだからね」という教師の声かけに「これが沢山の魂だと思つと悲しくなつた」という子ども的心情を作文に綴っていた。

また憲法学習では、集団的自衛権の閣議決定後「ぼくたち兵隊にいかなければいけないの」という声が出た。そして諸外国の様子を知る事になり、子どもたちが 34 か国の大使館に手紙を書くことになった。

質問は、①徴兵制はあるのか、②日本が 70 年間戦争をしてこないことについてどう思うか、という二点。これに対し、17 か国から返事が来た。例えば、スイスは「150 年以上も戦争に巻き込まれていない。スイスは武力を伴う国際紛争には関与しないという考え方だ」等々。子どもたちは、大使館からの手紙に驚きながら「やっぱり平和が大事という国が多くて安心した」など自分の視野を広げていった。子どもと一緒に考える実践の貴重さに、改めて気付かされる報告であった。

②次に、和光世田谷九条の会の報告が行われた。

☆2005 年に始まり、当初は学習会が中心だったが、3・11 以降は「親が自分の不安を語り合える場」となり「子どもから沖縄を学ぶ場」になってきた。

☆この夏の安保法廃止の闘いでは「空気を読む、沈黙を選択する」時代が忍び寄っているのに不安を感じたが、それだけに「何でも話せ、学べる場がある」ことが大切だと思った。「平和の対極にあるのは分断」と語られ、取組を共有した方々の発言も出された。

③堀尾輝久氏は、山田洋次監督の「母と暮らせば」を紹介された。戦争は「やった人、終らせた人がおり、それこそ主語にしなければいけない」と指摘された。国会のデモも「一人ひとりの主体的な活動」であり、その中で「専門知と市民知の結合（樋口陽一氏）」が深まっていく

と話され、つながりを強めて広げる大切さを語られた。

④全国の参加者の発言で、課題として浮上したのは（特に和光小の実践を聴き）改めて“自粛”の名による全国の学校の変質が強まっている現場の問題であった。北海道の養護教諭が「いのちと人権」をテーマに毎月発行している保健室便りに戦争や平和に触れたら、保護者のクレームを理由に“校長検閲・配布不許可”が始まった例とか、東京のある小学校では戦争をテーマにした劇が「暗い」と言われ、学芸会では「オレが言ってんだからダメなんだよ」と拒否された例も出された。

18 歳選挙権が始まる年を迎え、北海道の高校教師から「近現代史の自主編成が大切」と話されたが、一方で、高知県の養護学校の教頭が「政治的中立を守るために、今まで一度も投票に行ったことが無い」と堂々と発言したり、何も語らない事、議論しない事が、“中立である”という雰囲気が出ている事実も多く報告された。そうした中でも「自主的カリキュラムというのは、一つひとつ闘いの中で勝ち取っていくものではないか（藤田）」「中立とは何か？憲法に書かれている人類の普遍の原理にもとづく、私たちの実践こそ普遍的な価値を持つ（堀尾）」という言葉を刻みつつ、分科会は終了した。



③ 学校に自由と民主主義を

まず俵義文さんから、安倍政権の「教育再生」と称する政策の全体像が報告されました。「大企業が世界でもっとも活動しやすい国」「アメリカと一緒に戦争する国」をつくるため、教育には、①グローバル競争に勝ち抜くための大企業が求める人材育成、②国防軍とそれを支える人材育成の二つを要求しています。どちらにとっても「愛国心」「道徳心」が不可欠です。

そこで安倍政権は「道徳」の教科化を手始めに、教科

書検定制度の改定、教育委員会制度の改定、小中高大にわたる学校制度の改定、大学への統制などを次々と押し進めてきました。

「道徳」の教科化については、文科省検定済の教科書の使用が義務づけられ、その教科書で学んだ結果が評価され、そのことを通して政府が定めた特定の価値観が押し付けられることになるという問題点が指摘されました。

その道徳教科書が、小学校は 2016 年度に検定が行われ、17 年度に採択が行われ、中学校はそれぞれ 1 年後に検定・採択が行われます。そこに中学校歴史・公民教科書で問題になった育鵬社が参入することが確実なので、いますぐ採択に向けた取り組みをする必要があると強調されました。

今年度の中学教科書採択では、育鵬社教科書が 2~3 ポイント増という残念な結果も生まれたが、大田区をはじめ 4 地区で採択をやめるなどの成果も生まれ、決して全国的に育鵬社支持がひろがったわけではないことが示されました。教育・教科書の問題も安倍政権の政策全体と結びついておこっている問題なので、安倍政権に反対するさまざまな運動とも手を結んで大きな運動を広げようと呼びかけました。

梅原利夫さんも、安倍政権の教育政策を新安保法制下の「人づくり」と位置づけ、その内容は「戦場に行く戦士」と「企業戦士」だとしました。そして首相直属の教育再生実行会議を従来の中教審の上に置いて、これまでにない本気度で政策実行にあたっていると指摘しました。

その一環として 2016 年中に確定される新学習指導要領の特徴は、「育成すべき資質・能力」がいわば国定され、その実現に向けて、教育活動の目標・内容・方法・評価が一体化して示されることになる見込みです。教員の教育活動へのしびりがいっそう強まりそうです。

新学習指導要領全体の本格実施を前倒して実施される「特別の教科 道徳」に関しては、そもそも道徳性とは何か、道徳性を育てるとはどういうことなのかについて国民的議論をひろげることが大事だと強調されました。それは端的に言えば、行動と思考の判断基準を経験と学習を通して自ら持つように育つことだと指摘されました。

ところが「道徳」が教科化されると、学習指導要領が定めた徳目とそれを具体化する文科省検定済教科書によって、身につけるべき価値観に国家の強い圧力でたががはめられ、さらにそれがトップダウンの学校管理体制で

教室の現場にまでおろされて、本来育てるべき自主的判斷力が育たず、上からいわれたとおりに動くだけということになりかねません。

同時に梅原さんは、3.11 被災地での実践が NHK でも放映されて好意的な反響が生まれていることに注目し、子どもの深部の要求に応え、同僚との共同と保護者の支持を得る能動的な実践の可能性を追求しようとよびかけました。

討議では、育鵬社の採択をやめさせた大田区の運動の報告や、学校現場でおきているさまざまな問題と、それにどう立ち向かっているのかという実践なども各地から出されました。そういう困難な状況におかれながらがんばっている先生とどうつながったらいいいのかという保護者の立場からの問いかけもありました。

そのなかで、やはりあきらめずに自主的な教育実践の可能性を追求すること、教員は授業実践を保護者に伝えるよう努力すること、先生への注文を先生を応援するような形で伝えることなどに努力しようとの発言もありました。



④ 18 歳選挙権と主権者教育

参加者 34 人。はじめに宮下与兵衛(首都大学東京)さんから次のような報告があった。

世代別にも世界の中でも日本の 20 代の投票率は低い。その原因は、「学校は特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治活動をしてはならない」とし、現実問題を取りあげることが少なかった。文科省による、教員に対するさまざまな規制と、高校生の行動に対しての政治活動を禁止する通達が出されていたことによる。

18 歳選挙権実現により、文科省は通知を出し、その通知は高校生の政治活動について、校外は良いが校内はダ

メとし、教師に対してはさまざまな制限をしているが、学校を民主主義の場に変え、生徒会を自治的な場にもどす、「子どもの権利条約」に基づく学校改革をしていくことが求められている。

続いて、川口芳彦（埼玉県立高校）さんはアンケート調査結果を報告した。「選挙権を得たら」、選挙に『行く』と回答する生徒の意見は「権利だ」、「黙っていてもしょうがない」、「今の政治はまずい」多様である。18歳選挙権に賛成でなくても、「得たんだから」「義務があるんだから」と生徒たちは積極的に行きようとしている。

『行かない』と回答した生徒は「変わらない」、「興味がない」、「知識がない」、「未定」では「知識があれば行ってみたい」、「興味を持つようなことがあれば行きたい」と回答している。18歳選挙権に対して、反対意見に「未成年の起こす事件が以前より多い気がする」、「普段は未成年を邪険にしているくせに、都合のよい時だけ使おうとする」とある。「知識がない」、「自信がない」という生徒が多い。選挙で変わっていく認識を持たせたい。

討論で元高校教師は「選挙権に高校生の多数が喜んでいる状況はどう見るのか。高校では自治的な活動がなくなっている。」

中学生は「生徒会は自治活動としてみんなの意見で大好きな学校をつくっている。この国を大好きな国にしたい。選挙権は自分に与えられた権利として思っていることを出せる機会を得られた。仲間の意見を深く受け止め、自分の思いを重ねられるか。受け止める側がどんな反応するのか。自分の言葉が人の心も学校も変えてしまう。自分の言葉に責任がある。」

母親は「教育現場で声を上げていけるように学校を変え、子どもたちに自治活動が大切と思わせるように育てて欲しい。」

中学教師は「管理教育や日本社会がおかしくなっている原因はどこにあるのか、平和や人権の問題を伝えられる学校現場にしたい。」

市民は「日常の問題を子どもの権利条約の視点で教え、子どもたちが自分の思いを自由に語り、受け止めてもらう経験を積み重ねることで意見表明権行使の主体に」との発言があった。

上原公子さんから「大人自身が、選挙権が権利として大きいことを語っていない。自分の権利であることを社会全体で示していない。あなたの権利であるということ

をどこまで教えられるかにある。教科書『民主主義』（文部省 1948）を是非読んで欲しい。」

藤田英典さんから「子どもたちが学校の中で一人ひとりの個性、権利や尊厳が認め受け入れられ、いろいろな物差しによって賞賛される学校づくりが問われている。根拠をあげて合理的批判的な発言ができるように、さまざまな制限をなくしていく取り組みが必要である。」とコメントを頂いた。



⑤ 子どもに安心して生きる権利を

分科会のねらい（世話人：田中孝彦さん）

ある 25 歳の青年の実例。高校時代からのあこがれの職場に就職したが、長時間労働・パワハラで健康を壊し退職。時間ができたので関心のあった辺野古と福島に行った。米軍による事故の危険のない、原発事故の前の普通の暮らしに政府の責任で戻してほしいという、現地の人たちのあまりにも当然の願いを知り、今の日本は民主主義ではない、集団的自衛権が閣議決定され、このままだと憲法まで壊されてしまうと思ったという。

2 例目は、家にも学校にも居場所がなく、さまよい妊娠や中絶、リストカットを繰り返した経験から、自分たち「難民高校生」を知らせる本を書き、社会の主人公として生きようと NPO「こらぼ」を立ち上げた若者。他方この夏、中学 1 年生がさまよっていて殺された事件が発生。この社会の中で主人公になろうという子と、さまよって殺されてしまう子。二極の子どもが出てきた背景に目を向けなければいけない。

生育条件や貧困の中で子どもの内面をどうとらえ、どう生育環境を作っていくかを考えたい。分科会の狙いは、子どもの経済的・关系的・文化的な貧困と格差について考えること。

自己紹介でもさまざまな問題が

各地からの参加者たちは自己紹介で、貧困が子どもに及ぼしている問題や各地のとりくみ、分科会への期待を発言。憲法無視の政権下この社会は若者の夢を掴むまともに働けない社会だと、わが子や孫の暮らす世の中への不安や、非貧困の子どもも関係的・文化的貧困の中にあるリアルな話と希望を聴きたいとの期待などの発言。和光小はどんなところか見たいと参加した方も。児童館が中学生世代の安心の居場所になっている。英会話教室での発達障害支援で、子どもの中に対等な関係が築かれ、障害の子ども「英語が楽しい」と学び親からもクレームが出なくなった経験。加害の子どもの生きる権利がどう守られてきたかも重要。子ども6人に1人が貧困という現状で、子どもの貧困対策法は問題解決の具体策がない。多くの学生は借金600万円を抱えて社会へ出る。防衛省の自衛隊への勧誘で経済的徴兵制は現実の問題。

話題提供①

川崎や寝屋川の事件などに見られる貧困について

二つの事件で共通しているのは、経済的貧困で家庭が安心の居場所ではなかったこと。事件の背景には、生活を支えるため、子どもの様子・変化に気づき語りかける余裕さえないという貧困がある。「子どもの愛される権利を保障できる社会」にしなければ。競争と差別の教育、格差社会という現実を直視し、18歳選挙権実現の今こそ学校教育の中で人権についての教育が必要。

話題提供② 保護者からみた和光小学校の教育

学校に行くのがつらかったわが子が、和光に編入してからは、「学校が楽しい」と言い、みんな違うのが当たり前だという学校の方針で子どもがいきいきしている。「政治は生活そのもの」との担任のことばに、生活の根幹の政治について学んだり考えたりして、親も変わった。

話題提供 ③子どもの権利に関わる弁護士の立場から

某区内の各学校・幼稚園に1年1回のデリバリーの法律相談をという弁護士会への要請で3年ほど行った。校長相手なので「いじめ」「校内のトラブル」を予想したが、校長の最大の悩みは給食費の未納をどう回収するかだったと驚いた。暴力的な子どもの過去は虐待やいじめの被害者で、ある時期に加害者になる。リヤド・ガイドライン（少年非行の予防のための国連ガイドライン）では、まず子どもの人権の意識（自覚）を育てることを通して他人の人権意識を育てなければ解決しない。

話題提供④ 学校事務の現場から

子どもの家庭の経済的貧困問題に長年とりくんできたが、京都丹後の伊根町は給食費だけでなく小中学校の教育費はすべて無料化などの実例をあげ、給食費未納問題は受益者負担や自己責任でなく大前提は公費化であると断言。夏休みは貧困家庭の子どもは「食」が保障されない。夏休み後は子どもの体型に注意が必要。家庭訪問をしない学校がほとんどで、教師は目隠しされて教育している現状。

教育現場でこそ憲法を軸とした学習を

会場からは、区内1000人の子どもの声を聴いた横浜市鶴見区の教育白書や、学校は家庭訪問もなく、不登校になった時に教員皆が話し合うという部分が崩れている。市民の力による「子ども食堂」のとりくみでは、「食」は命の根幹であり、行政の支援がほしいと発言。

最後に、田中さんがまとめの発言をされた。「子どもの貧困」とくくって論議すると、政府の対応の基調は学力・規範意識の貧しさとして対応し、とんでもない教育政策が進められていく。ヨーロッパで使われている Child Poverty がそのまま訳されて、子どもそのものが問題を孕んでいるようにすり替えられ、そういう社会意識構造が作られている。子どもの成育状況・環境、子どもをめぐる文化・関係の貧困こそが問題だと分科会でも話された。「貧困」は、教育政策の貧困、子どもをめぐる福祉政策の貧困だ。社会的施策にこそ問題があるというのが今日の話の焦点だった。

憲法前文の「平和のうちに生存する権利」だけでなく13条、18条、19条、23条、25条、26条、27条の諸権利は、成人の権利だけでなく子どもたちが生きていくうえで当然保障される権利、子どもの権利として大人が読んでいくことが重要。現場は、学力テスト体制、そのための訓練、学校スタンダードなど、民主教育をやる隙間がない。学校現場でどうするかを今まで以上に覚悟を持って真剣に考え、教育現場でこそ憲法を軸とした学習が必要だと強調された。

